

平成24年度決算に基づく

健全化判断比率・ 資金不足比率を公表！

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、財政の健全度を示す4つの健全化判断比率と資金不足比率を公表します。市における健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。しかし、各指標の数値が基準を下回っていれば問題がないことにはなりませんので、今後も、財政健全化計画に沿った財政運営を行い、財政の健全化に努めます。

なお、各比率の算定方法などについての詳細は、本庁・財政課☎231111へお尋ねください。

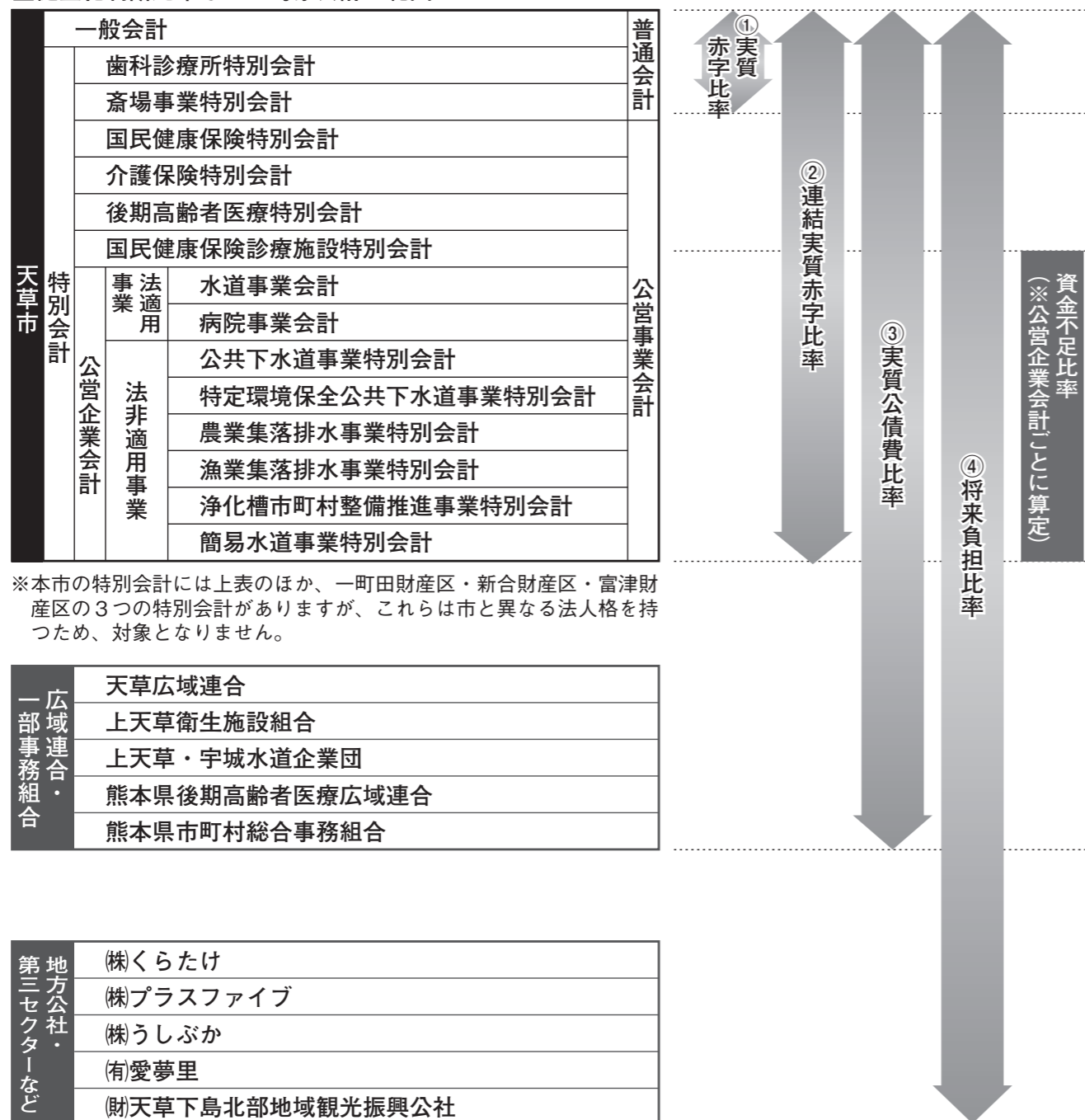
【用語の解説】

- ①実質赤字比率…福祉や教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の普通会計に占める赤字の割合。財政運営の深刻度を示すもの。
- ②連結実質赤字比率…地方公共団体のすべての会計の赤字と黒字を合算した赤字の割合。地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すもの。
- ③実質公債費比率…収入に対する一般会計など

の借入金返済額の割合。資金繰りの危険度を示すもの。

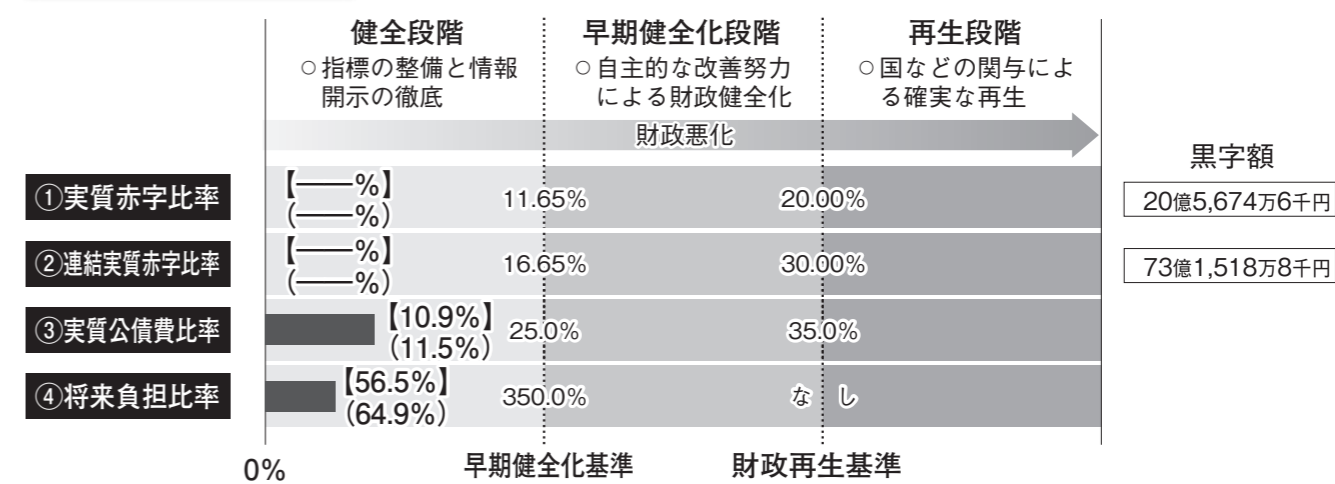
- ④将来負担比率…収入に対する一般会計などの借入金や、将来支払っていく可能性がある負担などの割合。将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもの。
- 資金不足比率…公営企業の資金不足額が、その公営企業の事業規模である料金収入に占める割合。経営状況の深刻度を示すもの。

◆健全化判断比率などの対象会計の範囲



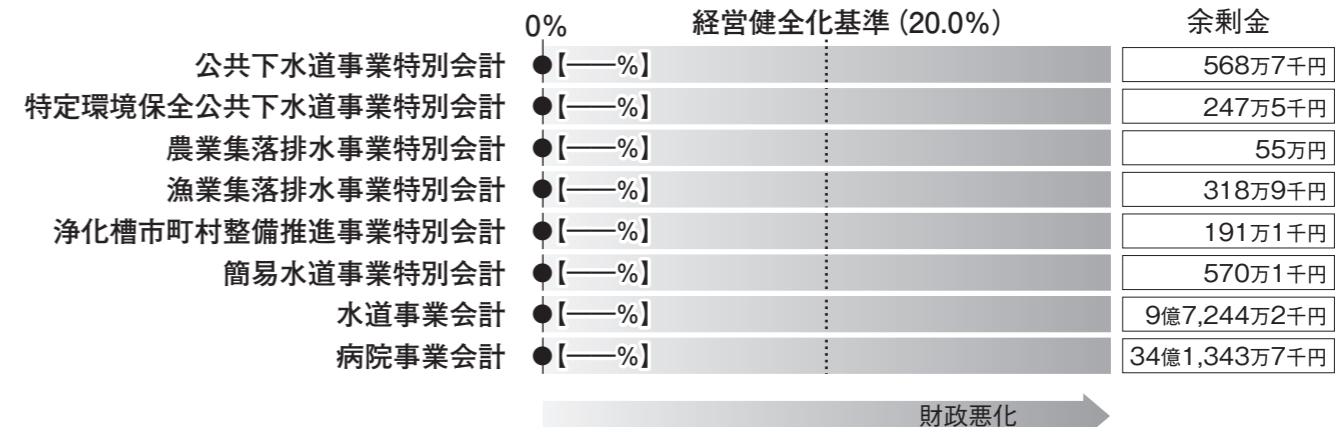
※本市の特別会計には上表のほか、一町田財産区・新合財産区・富津財産区の3つの特別会計がありますが、これらは市と異なる法人格を持つため、対象となりません。

健全化判断比率 財政の健全度を示す実質赤字比率など4つの「健全化判断比率」は、平成24年度はいずれも早期健全化基準を下回りました（下表参照）。
なお、健全化判断比率の対象会計の範囲を次ページに掲載しています。



※【 】内は本市の比率。—%は赤字額がないことを表しています。()内は前年度の比率。

資金不足比率 各公営企業会計の健全度を示す「資金不足比率」は、平成24年度はいずれの公営企業会計も資金不足は生じていないため、該当ありません（下表参照）。



※【 】内は本市の比率。—%は赤字額がないことを表しています。

【問い合わせ先】 本庁・財政課☎231111